

(仮称) 龍ヶ崎市教育プランの基本理念, 基本目標, 基本方針について

～ (仮称) 龍ヶ崎市教育プラン体系図 (案) の補足資料 ～

1 基本理念

(仮称) 龍ヶ崎市教育プラン (以下「教育プラン」という。) の基本理念は, 平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とする 5 年間で, 教育, 学術及び文化の振興に関する総合的な施策を展開するに当たり, 龍ヶ崎市の教育の目指すべき将来像を定めるものです。

基本理念を定めるに当たっては, 「まちづくりは人づくり, 教育は人づくり」との認識に立ち, 現在のまちづくりを担っている市民と, これからのまちづくりを担う市民の双方のひとづくりを主眼とします。

また, 基本理念は, 次期最上位計画の目指していくまちの姿 (まちづくりのキャッチフレーズ) と整合を図ります (現在の最上位計画のキャッチフレーズは「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」)。

ふるさと龍ヶ崎の, 現在 (いま) を担い, 未来 (あす) を拓く, ひとづくり

(補足)

・これからの龍ヶ崎市の未来を拓く子ども達と, 現在, 龍ヶ崎市を担っている人々の双方のひとづくりを踏まえています。

・「未来を拓く」は, 教育基本法の前文から引用しています。

⇒「我々日本国民は, たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに, 世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は, この理想を実現するため, 個人の尊厳を重んじ, 真理と正義を希求し, 公共の精神を尊び, 豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに, 伝統を継承し, 新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに, 我々は, 日本国憲法の精神にのっとり, 我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し, その振興を図るため, この法律を制定する。」

2 基本目標

教育プランの基本目標は, 基本理念の実現に向けて定めるものです。

このため, 基本理念の「ひとづくり」を踏まえるとともに, 教育の種類は, 「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の 3 つに分類されるため, これらも包括して, 具体的な基本目標を定めます。

なお, 龍ヶ崎市の教育施策の特徴として, 「教育の日宣言」及び「スポーツ健康都市宣言」をしており, この 2 つの宣言との整合も図り, 基本目標を定めます。

- ① 学校、家庭、地域との連携により龍の子の生きる力を育てます
- ② 時代に対応した教育施策を展開します
- ③ 生涯にわたる学びを充実し、歴史や伝統などを次世代に引き継ぎます
- ④ スポーツを通じて、楽しく健やかな生活を送れるよう、健全な心身を養います

(補足)

- ・基本目標①は、「教育の日宣言」との整合を図り、学校・家庭・地域との連携によるひとづくりを目標とします。
- ・基本目標②は、今後の人口推計を踏まえ、少子高齢化などに対応した教育施策の展開することを目標とします。
- ・基本目標③は、龍ヶ崎市の歴史や伝統などを学び、それらを次世代に継承することができる人材の育成を目標とします。
- ・基本目標④は、「スポーツ健康都市宣言」との整合を図り、スポーツを通じて、健全な心身が養われることを目標とします。

(参考1：教育の日宣言)

近年わが国では、少子高齢化、国際化、高度情報化が急激に進展し、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しております。今、こうした変化を踏まえた「新しい時代の教育の在り方」が問われており、国においては、約60年ぶりに教育基本法が改正され、社会総がかりでの教育改革への取り組みが進められております。

龍ヶ崎市の未来を担う龍の子たちが、ここで生まれ育ったことを誇りとし、明るく、健やかに育ってくれることが、市民の願いであり、その環境を整えていくことは、私たちに課せられた責務であります。

すべての市民が、教育についての理解と関心を深め、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高めて役割を十分に担うとともに、これを契機としてさまざまな取り組みを進めるため、「いいこ」にちなんで11月5日を「龍ヶ崎教育の日」に、そして11月を「龍ヶ崎教育月間」とすることを、本日ここに宣言します。

2009年11月5日 龍ヶ崎市教育委員会

(参考2：スポーツ健康都市宣言)

私たち龍ヶ崎市民一人ひとり、それぞれの環境の中で、スポーツを愛し、スポーツに親しみ、ひいてはスポーツがもたらす健康的な生活が送れるまちを育てるため、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 一、私たちは育てたい。スポーツを心から愛する精神を。
- 一、私たちは広げたい。スポーツを通じたふれあいと友情の輪を。
- 一、私たちは追い求めたい。スポーツに打ち込む意欲と健全な身体を。
- 一、私たちは築きたい。明るく元気にスポーツを楽しめるふるさとを。
- 一、そして私たちは感じたい。躍動の息吹と、流す汗のさわやかさを。

平成19年4月1日

3 基本方針

教育プランの基本方針は、「基本理念」及び「基本目標」を踏まえ、5つの教育分野ごとに目指すべき姿を定めます。

5つの教育分野は、まちづくり市民アンケートとの整合を図り、

- ①義務教育の充実
- ②子どもの健全育成
- ③生涯学習の推進
- ④スポーツの推進
- ⑤文化芸術の振興

とします。

また、5つの教育分野には成果指標を定め、教育プランの進行管理を行います。

次に、基本方針ごとに具体的施策を位置付け、さらにそれぞれの具体的施策に事務事業を位置付けます。体系図（案）の事務事業は、

- ①教育委員会が実施している事務事業をまとめた年次報告書（点検評価報告書）
- ②こども課が所管している計画（龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画）
- ③スポーツ推進課が所管している計画（龍ヶ崎市スポーツ推進計画）
- ④企画課が策定中の計画（龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生 総合戦略）

に明記されている事業を整理し、それぞれの具体的施策にぶら下げています。

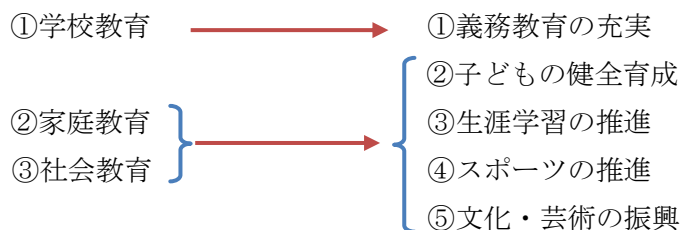
また、事務事業には可能な限り成果指標を定め、教育プランの進行管理を行います。

最後に、教育の種類は、

- ①学校教育
- ②家庭教育
- ③社会教育

の3つに分類されるため、5つの教育分野との整合を図り、学校教育は「義務教育の充実」とし、家庭教育及び社会教育は「子どもの健全育成」「生涯学習の推進」「スポーツの推進」「文化芸術の振興」に位置付けます。

（参考：教育の種類と教育分野の関連図）



(1) 義務教育の充実

【目指すべき姿】

一人一人が夢や希望をもち、生きる力が身につく教育の推進

(補足)

- ・義務教育の充実の目指すべき姿（基本方針）は、龍ヶ崎市学校教育指導方針を基本にしています。

(成果指標)

小中学校の教育内容・施設に対する満足度（まちづくり市民アンケート）

H26：32.4% ⇒ H33：_____

【具体的施策】

- ①知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します
- ②自主性や社会性を育む教育環境を整備します
- ③地域の特性を活かした魅力ある学校づくりを推進します
- ④安心・安全で信頼される学校づくりを推進します
- ⑤学びを支える教育環境を推進します
- ⑥一人一人の心に寄り添う教育を推進します

(補足)

- ・具体的施策の①，③～⑤は，こども課の「龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の「4章 豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくり」を基本としています(詳細は,5ページ参照)。
- ・具体的施策の①の体（健やかな体）は，「龍ヶ崎市スポーツ推進計画」の「基本施策2 学校体育・スポーツ活動の充実」を基本としています（詳細は,6ページ参照）。
- ・具体的施策の②は，人口減少及び少子高齢化を見据え，児童生徒のよりよい教育環境を目指しています。
- ・具体的施策の⑤は，教育センターの主要事業を集約しています。

(参考：龍ヶ崎市子ども・子育て支援実行計画の体系図)

章	施策	事業
1 質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり	(1)教育・保育の必要な定員を確保します	
	(2)教育・保育施設のサービスの充実を図ります	
	(3)特定教育・保育施設以外の施設(幼稚園)の支援に努めます	
	(4)地域型保育事業の適正な運営を確保します	
2 地域でのびのびと子育て・子育てできる環境づくり	(1)地域・居宅における子育てを応援します	
	(2)児童の健全な育成を図ります	
3 子どもが健やかにいきいきと育つ環境づくり	(1)子どもと母親の健康の維持・増進に努めます	
	(2)小児医療の充実に努めます	
	(3)障がい児及び障がい児を持つ家庭の支援を図ります	
	(4)ひとり親家庭の自立支援に努めます	
	(5)児童虐待の防止対策を徹底します	
	(6)子育て家庭の経済的負担の軽減と適正化に努めます	①児童手当の支給 ②医療福祉費支給制度の適正運用 ③出産育児一時金の支給 ④3人っ子応援事業 ⑤保育料の適正化⑥就学援助費の支給 ⑦預かり保育等助成事業
4 豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくり	(1)子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します～確かな学力の向上～	①基礎・基本の定着 ②個に応じた指導の実施 ③外国語(英語)活動・英語教育の充実 ④ICT(情報通信技術)教育の推進⑤学校図書館の活用
	(2)子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します～豊かな心の育成～	①道徳教育の充実 ②国際交流機会の充実 ③龍ヶ崎教育の日推進事業 ④教育相談体制の充実 ⑤学校の適正規模・適正配置の検討
	(3)子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します～健やかな体の育成～	①体力づくりの推進 ②部活動の活性化 ③健康に関する知識の普及 ④小児生活習慣病等の予防対策の実施
	(4)信頼される学校づくりに努めます	①魅力ある学校づくりの推進 ②学校情報の積極的な発信 ③学校評議員制度の活用④認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携(小1 プロブレムへの対応) ⑤学校施設の整備
	(5)郷土を知り、郷土に誇りを持つ心を育てます	①愛郷心の育成 ②地域との交流事業 ③まちの歴史・文化に関する知識の普及
	(6)次代の親となる世代を育てます	
5 安心・安全に子育てできる生活環境づくり	(1)良質な住宅環境を確保します	
	(2)安心して外出できる環境を確保します	
	(3)子どもを交通事故・水の事故から守ります	①通学路の安全確保 ②交通安全教室の開催 ③交通安全施設の整備 ④チャイルドシート利用の徹底 ⑤自転車の安全利用の促進 ⑥子どもの危険箇所の改善
	(4)子どもを犯罪から守ります	
6 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり	(1)仕事と家庭生活が両立できる働き方を促進します	
	(2)仕事と家庭生活が両立できる基盤を確立します	

(参考：龍ヶ崎市スポーツ推進計画の体系図)

基本方針	施策	具体的取組
1 地域におけるスポーツ 機会の充実	(1)スポーツ指導者の養成・確保	
	(2)スポーツ組織の育成・充実	
	(3)総合型地域スポーツクラブの設立・運営 支援	
	(4)スポーツ関連情報の提供	
	(5)イベント・教室等のプログラムの充実	
2 学校体育・スポーツ活 動の充実	(1)体育指導の充実	①流通経済大学生による体育授業サポ ート ②地域のスポーツ施設の活用
	(2)児童・生徒の体力・運動能力の向上	①体を動かすことが出来る場の提供 ②屋外運動場の芝生化 ③健康な身体 づくり
	(3)運動部活動の活性化	①複数校合同で活動できる場の創設 ②スポーツ指導者バンク ③市バス利 用などの支援
	(4)地域と連動した児童・生徒のスポーツ活 動の推進	①流通経済大学の協力による児童生徒の スポーツ支援 ②地域との連携による 場の提供
3 競技スポーツ力の向上	(1)スポーツ指導者の指導力向上	
	(2)スポーツ関連組織の強化	
	(3)一貫指導システムの推進	
	(4)トップアスリートの技術に触れる機会 の充実	
4 スポーツ施設の整備・ 充実と有効活用	(1)利用しやすいスポーツ施設の運営	
	(2)学校施設の開放	
	(3)スポーツ施設の整備・充実	
5 流通経済大学と連携したスポーツ施策の総合的推進		

(2) 子どもの健全育成

【目指すべき姿】

家庭・地域との連携による、心身の健やかな成長と自立心の向上

(補足)

- ・子どもの健全育成の目指すべき姿（基本方針）は、幼児教育を含めた青少年の健全育成を主眼としています。

(成果指標)

若者が健全に育つ環境に対する満足度（まちづくり市民アンケート）

H26：26.2% ⇒ H33：_____

【具体的施策】

- ①家庭の教育力を向上します
- ②幼児教育の充実を図ります
- ③子どもの健全な育成を図ります
- ④子どもの交流と活動を促進します

(補足)

- ・具体的施策の①，③，④は、家庭教育，社会教育，関連団体との連携（支援）の3つに分類しています。
- ・具体的施策の②は，こども課の「龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の「1章 質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり」を基本としています（詳細は，5ページ参照）。

(3) 生涯学習の推進

【目指すべき姿】

子どもから大人まで対応した生涯学習の環境づくり

(補足)

- ・生涯学習の推進の目指すべき姿（基本方針）は，生涯学習の環境整備を主眼としています。

(成果指標)

生きがいづくりや趣味を楽しむ機会・場所に対する満足度（まちづくり市民アンケート）

H26：30.5% ⇒ H33：_____

【具体的施策】

- ①生涯学習支援体制を充実します
- ②多様な学習機会を充実します
- ③人権教育を推進します

(補足)

- ・具体的施策の①，②は，「生涯学習全般」と「図書館」に分類しています。
- ・市民協働課が所管しているコミュニティセンターでの講座及び読書活動は，具体的施策の②の事業に位置付けています。
- ・具体的施策の③は，新たな取組として「人権教育」を位置付けています。

(4) スポーツの推進

【目指すべき姿】

誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現

(補足)

- ・スポーツの推進の目指すべき姿（基本方針）は、スポーツ推進計画の基本理念との整合を図っています。

(成果指標)

体を動かし、スポーツやレクリエーションに親しむ機会・施設に対する満足度（まちづくり市民アンケート）

H26：50.1% ⇒ H33：_____

【具体的施策】

- ①地域のスポーツの機会を充実します
- ②競技スポーツ力の向上を推進します
- ③スポーツを支える環境を整備します
- ④流通経済大学と連携したスポーツ施策を推進します

(補足)

- ・具体的施策①～④は、スポーツ推進計画との整合を図り、5つの基本方針のうち学校教育を除く4つの基本方針を充当しています。

(5) 文化・芸術の振興

【目指すべき姿】

文化財等の保護・活用を通じた地域の自信や誇りの醸成

(補足)

- ・文化・芸術の振興の目指すべき姿（基本方針）は、文化財等の保護・活用を主眼としています。

(成果指標)

芸術や文化に触れ親しむ機会・施設に対する満足度（まちづくり市民アンケート）

H26：33.2% ⇒ H33：_____

【具体的施策】

- ①多様な文化財の保存と活用を推進します
- ②文化芸術に親しむ機会を充実します
- ③郷土に係る知識の普及を推進します

(補足)

- ・具体的施策の①～③は、文化財（市民遺産含む）、文化会館、歴史民俗資料館の3つに分類しています。